

会 議 名	所信表明演説会（議長選挙）		テーブル番号
			—
開会年月日	令和元年5月14日	開会時刻	午前10時 7分
		閉会時刻	午前10時56分
議員 出席名 委員	選考委員会委員長 中谷 昭、選考委員会副委員長 村岡 均、 議員 池辺 貢三、 議員 大塚 英一、 議員 貫野幸治郎、 議員 高橋 登、 議員 田立 恵子、 議員 谷野 司、 議員 中村与志子、 議員 野田 悦子、 議員 林 哲二、 議員 堀口 陽一、 議員 丸谷正八郎、 議員 溝口 浩、 議員 村田 雅利、 議員 森下 巖		
議員 欠席名 委員			
理事者側出席者			
案 件	1. 池辺議員による所信表明演説 2. 高橋議員による所信表明演説		

(午前10時7分 開会)

○中谷選考委員長 それでは、ただいまから、議長選挙に係る所信表明演説会を開会いたします。

私、泉大津市議会役員選考委員長の中谷でございます。正副議長選挙に係る所信表明演説会の進行を務めさせていただきます。

まず、所信を表明する順番は届け出順により池辺議員、高橋議員の順でお願いいたします。

○松下議会事務局長 所定の席までお願いします。高橋議員も所定の席までお願いします。

(池辺議員、高橋議員所定の席に着く)

○中谷選考委員長 それではまず池辺議員所信表明をお願いいたします。池辺議員。

(池辺議員登壇)

○池辺議員 改めましておはようございます。

この度、泉大津市議会議長選挙に立候補いたしました池辺貢三でございます。泉大津市議会議長選挙に当たり、所信を述べさせていただきます。

私たち泉大津市議会では平成26年に議会基本条例を制定いたしました。この議会基本条例では3つの柱となる基本理念として、市民のための、市民にわかりやすい、市民に開かれた議会、二元代表制の役割と機能向上を図る議会、市民が政治に関心を持ち、新たに政治に参加、挑戦したいと思える議会がございます。

この基本理念に基づき、これまでに直接市民の声を聞く意見交換会の開催や、職業講話、議場見学による市内児童生徒との交流、さらには議場コンサートや今期から実施を予定のされている意見陳述の場の設置など、市民に開かれた議会として議会活動の指針となる議会基本条例に基づき、さまざまな分野に取り組んでまいりました。

しかしながらこのたびの統一地方選挙において、議会が何をしているのかわからないという声もあるのが現実問題としてございます。このように市民に最も身近で、市民の代表機関であるはずの議会がまだまだ市民の方々に認識されていないという現状を真摯に受け止め、これから先、公正、透明性をさらに確保し、市民の皆様によりわかりやすい市民に開かれた議会を構築していかなければならないと考えます。そのためには、従前から取り組んできた意見交換会を初め、広く市民の皆さん声を聞く機会を設けなければならぬと考えます。

議会内においてはそれぞれの問題意識や観点などが異なり、意見の違いがあることは当然であります。そこで、建設的な議論を経て、オリジナリティーに富んだ泉大津市議会となるようその形成に取り組めます。

そこで1つ目であります。市民のための、市民にわかりやすい、市民に開かれた議会の構築に向けて、議会活動の市民に対する可視化の拡充について、市民の方々へ議会活動をより知ってもらうために、広報活動の活性化に取り組めます。

また、インターネット配信の有効活用と、市民の利用促進のため、積極的な周知活動を行います。

また、議会だよりの有用性やあり方を模索するため、市民アンケートの実施などに取り組み、必要かつ今まで以上に親しまれる広報紙を模索いたします。

2つ目であります。二元代表制の役割と機能向上を図る議会に向けて、議員間の情報の共有として、泉大津市の現状や課題、問題点、施策を早く知っていただくためにも、議員に対

する研修の充実を図ります。

また、今年度から始まるペーパーレス議会によるタブレット端末の有効活用や人口減少に対処し得る可能性を探るために市が実施しているAIの活用に合わせて、例えばAIの活用による議事録の作成や、さらなるICT機器の活用に向け、執行部に働きかけを行います。

また、昨年の台風21号では、本市においても甚大な被害をもたらし、議会としてのあり方などさまざまな課題を確認することができました。そこで、災害時に向き合う議会として、議会BCPを基本とした災害訓練の実施など、継続して議会が機能することのできるように取り組みます。

3つ目であります。市民が政治に関心を持ち、新たに政治に参加、挑戦したいと思える議会に向けて、現在でも取り組まれている意見交換会のあり方も含め、議会傍聴よびかけ隊時のアンケートの実施など、政治に関心を持っていただける取り組みへさまざまな方法を模索し、進化させていきたいと考えております。

またそのためには、議会運営だけでなく、まちづくりへの要望など政策に結び付けられる制度に進化させ、政治に関心を持っていただける取り組みにしていきたいと考えております。

また、議員定数についても述べたいと思います。本市議会では平成27年度、平成31年度の改選時にそれぞれ1名の削減を実施してまいりました。このように段階を踏むことによって適正な議員定数を見極めながら今後についても皆様のさまざまな意見を集約していく必要があると考えております。

併せてまちづくりへの政策について述べさせていただきます。アルザ通りをメインとした泉大津駅東地区については連続立体交差事業に合わせて一定の賑わいを見せております。しかしながら、泉大津駅西地区においては駅前通り線の拡幅工事は今後の事業として進んでまいりますが、市民会館等跡地一帯の有効活用は、喫緊の課題であり、皆様方におかれましても関心の高い位置付けにあることが考えられます。しかしながら、ただ企業誘致をするだけでなく、てんしばやジョーテラスのように天王寺動物園や大阪城などの地域資源という付加価値こそが重要になってくると考えられます。このことから小松緑道やおづの小路などを含めた一体的な活用を含めた議論の展開を進めていかなくてはならないと考えておりますので、執行部へ提言をしてまいります。

最後になりましたが、私は平成23年に市議会議員として初当選をさせていただき、以来2期8年の議員活動を経てまいりました。その間議会改革検討協議会委員として、そして前期には2年連続の副議長として議会の改革や活性化に尽力してまいりました。しかし、ただいまの所信でも述べさせていただいたように、議会運営にはまだまだ多くの課題が山積しております。泉大津市議会が議会の機能を十二分に発揮のできるよう、中立、公平、公正な立場で取り組んでいきたいと決意しており、議会の輪、議論の場を1番として、精一杯取り組んでまいり所存でございますので、どうか私池辺貢三に皆様方のご支持を託していただけますように、切にお願い申し上げます、議長選挙の立候補に対する所信表明とさせていただきます。ご賛同よろしくお願い申し上げます。

○中谷選考委員長 以上で池辺議員の所信表明は終わりました。これより池辺議員に対する質疑に入ります。この際申し上げます。所信に対する質疑は個人の誹謗中傷、名誉棄損に当たらないようお願いいたします。それでは、質疑はありませんか。田立議員。

○**田立議員** 今所信表明の中でも詳細に触れていただきましたけれども、私どもの議会では、2014年に議会基本条例を制定して、早いもので丸5年が経過しております。

その中で、3つの柱ということについても触れていただきました。とりわけ、市民に開かれた議会という点で、先ほどの所信表明の中で意見交換会を初めとしてと、こういった表現があったかというふうに思います。そこで、この基本条例では第14条でしたかね、第14条で意見交換会の開催について明記をしております、これは第13条の議会は市民の意見を聞く機会を設けるなど、市民が議会の活動に参画する機会の確保を図るというこの趣旨を受けて、14条に意見交換会を定めているわけであります。

そこで、お尋ねしたいと思いますのは、この5年間、議会基本条例に基づく活動を続けてまいりまして、その中で何度かの意見交換会も実際に開催をしてまいりました。そして、それらを踏まえて、受けて、これまでの議会基本条例に基づく意見交換会がこの14条に基づく、14条の中で明記している、この13条の趣旨に基づいて、その一環として課題を共有し、解決に向けて意見集約を図れるようにということで14条謳っているわけですが、これまで具体的に振り返って、この取り組んできた意見交換会の1つは成果、そしてまた課題ということについて、どのようにお考えかということでございます。そして、それを踏まえた上で、恐らくは意見交換会を初めとしてというふうな先ほどの表現だったというふうに思いますので、今後の発展方向としてどんなふうにお考えかということについて、その初めとしてという部分についてももう少しご紹介いただければというふうに思います。以上です。

○**中谷選考委員長** 池辺議員。

○**池辺議員** 田立議員のご質問にお答えさせていただきます。今までの意見交換会の成果と課題ということで、その辺りを答えさせていただきます。

成果という部分では、各種団体との意見交換を重ねて、さまざまな各種団体の意見を吸い上げることができたのかなというふうには考えております。ただその後、課題としまして、さまざまな意見を吸い上げたけれども、その後の取りまとめと申しますか、今後議会としてはその趣旨となる課題とか団体からの意見を、また議員の自由討議の中でもっと明らかにしていく必要があるのではないかなと考えております。

意見交換会を初めとしてという言い方をさせていただいたのは、今の意見交換会であれば申込みされる団体からのテーマに沿って意見交換をしていかなければならないのですが、これを例えば泉大津市議会が市民会館跡地の問題であるとか、例えば今後図書館の移転が決まっている図書館の問題であるとかテーマを設定してこのテクスピア小ホールでやりますよとか、開催場所も提示をして、こう人を集客できるような意見交換会も考えられるのではないかなと考えております。以上でございます。

○**中谷選考委員長** 田立議員。

○**田立議員** ありがとうございます。今表明していただきました意見につきましては、やはり意見交換会を行った後、それをどういうふうにして実際に生かしていくのかどうか、そこらへんのことについては私も同じ思いを持っておりまして、どなたが議長になったとしても、議会として今後より一層議論を重ねていくところだというふうに思います。

2つ目の初めとしてという形でこれまでの意見交換会とまた違って、泉大津市議会が発信をしていくというそういうことについては、この14条に基づく意見交換会のあり方として、

既にそういったことそういったことも含めて、含めて開催することができるということで、既に運用基準にも定めてきたかなというふうに思うんですね。ただ、実際にはそれが今まで現在のところでは行われていないということでもありますので、というふうに思います。

そこで、具体的にお尋ねをしたいと思います。池辺議員が副議長を務められていた時に、昨年1月でありますけれども、1月29日勤労青少年ホームの存続を求める会からの意見交換会の申し出がございました。それに対して実施をしないという議長名での通知書が送られております。これは、文書として私の手元に今ございますけれども、開催をしないということの理由としてこのように書いてあるわけであります。泉大津市公共施設適正配置基本計画につきましては、パブリックコメント手続きを経て、本市議会に説明がなされ、市において決定された計画となります。したがって、この計画の見直しをする考えについての意見交換会は市議会としては実施できませんということ、平成30年2月1日付、泉大津市議会第493号という付番を付して、通知として送られている、これ公文書であります。この理由を見たときに、私は当時の議会運営委員会でも問題にいたしましたけれども、この理由、ここに明記された理由、ここに議会基本条例の精神がどう生かされたのかどうかということで、非常に疑問に思いまして、そういった意見を既に申し上げてきたところでもあります。この当時、当時の議長村岡議長名で、発せられた通知書でありますけれども、その時にあなたは副議長であったわけですから、この今述べました理由ですね、市において決定された計画だと、従ってこの計画の見直しをする考えについての意見交換会は市議会としてはしない。これ二元代表制の一翼としての…

○中谷選考委員長 田立議員。所定の5分がもう過ぎていきますので、質問があるならば質問に変えていただければいいし、ないのでしたら以上で終わっていただきたいと思います。

○田立議員 わかりました。その点についてだけ、その当時のあなたの対応、そして今どんなふうについて思っておられるのか、その1点だけお答えください。以上です。

○池辺議員 先ほどの田立議員の質問でございますが、市が決定する権限を持っています。ただ議会には決定していく権限は持っていません。その中で、なんで断ってきたかというのは、その当時の判断としては、お断りさせていただく、ただ、その後勤労青少年ホームとの意見交換会も2度ほどですか、重ねさせていただいて、さまざまな意見の集約させていただいているのかなと考えております。今後につきましても、そういう形でまた進めていけたらと考えております。以上でございます。

○中谷選考委員長 他にございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○中谷選考委員長 中村議員。

○中村議員 池辺候補にご質問いたします。議会が何をしているのかわからないという市民の声に対して、先ほどの所信表明の中で、4点質問させていただきます。

議会の可視化の拡充に向けて、インターネットの活用などをしていきたいということでしたが、具体的にさらなるSNSの発信をしていくお考えがあるのかお聞かせください。

そして2点目、市民アンケートをとっていきたいということでしたが、具体的に行政の上程議案に対して市民の声を聞かせてもらうためのアンケートをするおつもりなのかということです。

3点目、議員定数の今現在の数については、多いと思っているのか、さらなる削減が必要と思っているのかお聞かせください。

4点目、議論の場を大切にするという表明でございましたが、1人会派を認めるお考えがあるのか、そして1人会派に対して予算、決算委員会どちらかの出席を必要と考えているか、不必要と考えているのかのお考えをお聞かせください。以上です。

○池辺議員 ただいまの中村議員の質問に答弁させていただきます。

インターネットのさらなる有効活用につきましてはSNSの発信、今はまだフェイスブックしか活用していないんですけども、例えばインスタグラムであったりとか、アメーバとかは可能であるのかどうかはわかりませんが、ちょっとそういう方法を模索していけたらなと考えております。

2点目につきましては、市民アンケートの件でございますが、市長の上程に対してのアンケートを実施するのかという部分においてはちょっとこのあたり私の判断だけではちょっと答弁しかねますので、皆様の意見を集約しながらアンケートのあり方も考えていけたらなと考えております。

3点目でございますが、定数の問題につきまして、私この所信表明でも述べさせていただいたように、今の議員定数は、今現時点では適正な議員定数であるのかなと考えております。というのは、ただ今後におきましては、人口減少問題等々ありますので、今後その時代背景を踏まえながら議員定数のあり方も皆様と議論を進めていけたらなと考えております。

1人会派を認められるのかという部分におきましても、従来慣例とはいえ、泉大津市議会として予算決算には出られないとか、そういう問題はあるとは思いますが、ただその辺りをどうしていくのかというのは私1人で1人会派認めようじゃないかという判断はできかねますので、その辺りについても皆様の意見を集約しながら議会制民主主義も踏まえて今後決めていけたらなと考えております。以上でございます。

○中谷選考委員長 中村議員。

○中村議員 ありがとうございます。最後のところの1人会派の部分のことなんですが、皆様の考えを集約していきたいというところは当然そうだと思うんですが、それを議長として皆さんに問うていただけることはできますか。お聞かせください。

○池辺議員 はい、問うことは可能だと考えております。ただその中で、どのように判断していくのかは皆様の意見を集約して進めていきたいと考えております。

○中谷委員長 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中谷委員長 他にないようでありますので池辺議員に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

次に高橋議員、所信表明をお願いします。高橋議員お願いします。

(高橋議員登壇)

○高橋議員 おはようございます。今回泉大津市議会選挙におきまして、再選をされた議員皆さん、また新たに議員になられた方々及び市民の皆さん、改めておはようございます。

選考委員会委員長のお許しをいただきまして、今回より初めて導入をされました、議長選挙に立候補させていただきました高橋登でございます。議長選挙に臨ませていただくに当た

り、所信とともに抱負を述べる機会を与えていただいたことにお礼と感謝を申し上げたいと思います。

議長選挙であります。まず私高橋登は1995年、平成7年になろうかというふうに思いますけれども、初当選を果たさせていただきました。今議会に登壇をさせていただいたわけでありまして、2003年の3期目の選挙では9票差の次点で惜敗をした経験もございます。再選を果たさせていただいた確か2007年であったかというふうに思いますけれども、副議長も歴任をさせていただきました。先般行われました市議選におきましては、かろうじて6期目の再選を果たさせていただき、市民の皆様から4年間の負託を受けたところでございます。

今回から本市議会の運営を司る市議会議長の任期が2年となったことで、議長の責任と役割は従来にも増して大きなものとなります。当然議会議員としての経験、あるいは経歴とともに市民から負託を受け、議論の場としてある議会の権能、機能を最大限に生かし、議員が議論のできる環境をつくるのが大切であるというふうに考えております。まずこのことをしっかりと心得て運営をしていくことが重要であるというふうに思っております。

本市議会は先ほどもありましたですけれども、2014年、平成26年でありますけれども、議会基本条例を制定しております。基本条例の前文には、市民のための、市民にわかりやすい、市民に開かれた議会、2つ目に二元代表制の役割と機能向上を図る議会、さらには市民が政治に関心を持ち、新たに政治に参加、挑戦をしたいと思える議会の3本の柱を掲げると同時に、基本理念には二元代表制に基づく議会の機能強化を図るために情報を公開し、市民参加を原則に絶えず議会のあり方を検証し、改革に努めるものとしてされております。まさに議長の職責と役割は議会基本条例をしっかりと認識をし、その自覚を持って議会の運営に努めるべきであるというふうに考えておるところでございます。

さらに、私ども地方議会制度に与えられた二元代表制につきましては、市民の皆さんにはまだ十分に認識をされていない側面もあろうかというふうに思いますけれども、私ども議会が行政をしっかりとチェックをし、公平性と透明性を確保するためにも、市理事者、市長部局との緊張関係を維持しながら議会運営にあたるのが大切であるというふうに私は理解をするところでございます。このことが市民の皆さんから負託をされた議会の役割であり、市民福祉の向上と市政の発展につながるものであるというふうに認識をしております。

また本市の議会基本条例には、会派に関する記述もございます。もちろん議会基本条例の上位法でございます地方自治法には地方議会の会派規程はございません。本市議会基本条例の4条には議員は市政に関する基本的な考え方で同一の理念を共有する会派を結成することができることとあり、2項には政策立案、政策提言及び政策決定に関し、議員間の合意形成を図るよう努めるものとしてあります。会派は法的には任意のものであるというふうに私は認識をしております。私はこれまで会派を結成してきましたし、決して会派性を否定するものではございませんが、議会の効率的な運営を図ることを目的に各議員の発言を制限するものであってはならないというふうに考えております。

今回の改選後、私は会派に属さない議員として本議長選挙に立候補をさせていただいております。本市議会の運営につきましても、会派構成が基本となっております。予算決算審査においても、会派選出議員による特別委員会が設けられております。私はこのことも併せ

て再検討が必要であるというふうに思います。これまでも議会改革の中でも、提言をさせていただいてきましたし、それでもいまだに実現には至っておらない現状がございます。

当然議会は議決機関でありまして、決定機関でありますので、議員の多数決で決することは民主主義のルールであることは十分に認識し承知をするところでございますが、しかし多数を背景に強引な議会運営もまた多数の横暴をゆるし、民主主義の否定につながりかねない側面を持っておるといふふうに思います。要は少数者の意見にも十分に配慮をし、議論が尽くされ、妥協点を見出しながら、政策決定がなされたのかどうかが大切ではないでしょうか。このことは地方自治は民主主義の最良の学校であるという言葉を残したイギリスの政治家であり外交官でもあったジェームズ・ブライスの格言のゆえんがここにあるのではないかといいふふうに思います。

今議会から当市議会の議員定数が16名となったことでまさに少数精鋭で本市の山積する諸課題に取り組むとともに議会のスムーズな運営に挑んでいかななくてはなりません。私はこれまで幾度となく議長候補として名乗りを上げさせていただきましたが、議員の皆さんの多数の賛同を得ることができずに議長に選任されることはありませんでした。今回から正副議長選挙が市民の皆さんに公開をされ、実施をされるに当たりまして、所信を表明させていただき、議員の皆さんのご賛同を賜る機会を得させていただいたことに感謝するとともに、この点も併せてよろしくお願いをしたいというふうに思っております。もちろん議長の任を全うし、職責を果たしていくには議員の皆さんの信頼と協力なくしては成り立たないことは申し上げるまでもございません。当然議長として議会の調整の役割をしっかりと果たさせていただくとともに、効率的でスムーズな議会の運営に専念をし、努力することを改めてこの席からお約束をし申し上げます。議会議長選挙に対する私の所信の表明とさせていただきます。どうぞご清聴ありがとうございました。

○中谷選考委員長 以上で高橋議員の所信表明が終わりました。これより高橋議員に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。田立議員。

○田立議員 1点お尋ねをいたします。ただいまの所信表明の中でも触れていただきました議会基本条例、2014年に全会一致で制定をいたしましたこの基本条例の制定に当たって、高橋議員は議会の議員提案として、市議会基本条例が提案されたことを大変意義深いものだというので、その意義の確認をして賛成の立場で討論をされておりますが、しかしその討論の中で、このようにもおっしゃっておられました。議会全体の議論を通して各条項において全ての議員の意見と認識が一致したものではないと。そして、全議員が十分な議論の上認識を一致させたものとは言えず、現段階では不十分なものであるということ、そういう意見を付した上で基本条例の制定に賛成をされております。

以来5年間、この基本条例のもとで私たちは議会運営をしてまいりましたし、高橋議員も議会運営委員会の委員としての活動をされてきたこともございますが、この時点で、条例制定の時点で、高橋議員が不十分だといふふうにおっしゃった、そのことが具体的に何なのか、そして、その後この5年間の中で運用基準を定めたりとか、そしてまたさまざまな活動もしてまいりましたけれども、それらの不十分だといふことが、どのように今現時点で解決をされているのかいないのか、そして今後においてはどうした課題に取り組んでいこうとしているのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。質問1点です。

○中谷選考委員長 高橋議員。

○高橋議員 ありがとうございます。田立議員のほうから2点ですね、ご質問を賜りました。

1点目の質問でございますけれども、私この議会基本条例の制定時において、議会基本条例の不十分さを指摘させていただきました。同時に私2期目、3期目もそうでありましてけれども、私の選挙に臨む広報でも基本的には泉大津に議会基本条例は必要であるということをやりたいながら、そのために議会で努力をすることを主張した上で先ほどの議論になったわけでありまして。

1点目に1つはあの時に議論になりました、住民と市民の違いということもかなり大きな議論になったろうというふうに思います。他市の基本条例を参照してみたところでも、やはり市民をどう規定していくのかという議論がございました。泉大津に在住する市民に限定をするのか、それとももう少し広く市民に籍はなくとも市民として認定するべきではないかという議論が当然ございました。私もその部分についての意見を持っておりまして、泉大津市民に限定するというはこの条例の趣旨からしていかなものかという提案もさせていただいたというふうに認識をしております。

同時にもう1つ確か他市の基本条例の中には議会の報告会というものを設定されておりました。本市の場合、私は最後まで定期的に議会があるたびに、あるいは市民の中に入って議会の報告会を設定し、より議会を理解いただくとともに、その中で市民との距離を縮めていく、これが市民に開かれた議会を形成する大きな役割を果たすのではないかという主張を持っておりました。そういった意味ではそのことも十分にそこで議論が終結をすることなく、そのかわりということになるのかどうかわかりませんが、意見交換会ということでこの議会基本条例が成立をしていったという経緯があります。そういった意味では私は今も5年間経ちましたけれども、報告会の設定あるいはまた市民をどういうふうに規定をしていくのかという部分については十分にまだ議論が尽くされたというふうには認識をしておりません。これが答えになったかどうかわかりませんが、とりあえず私の答弁はこれだと思います。改めてのご質問があれば承りたいと思います。

○中谷選考委員長 田立議員、いいですか。はい、田立議員。

○田立議員 ちょっと質問の趣旨が十分に伝わらなかったかなと思うんですけれども。住民と市民との違い、確かにそういう議論もありましたし、報告会のあり方について、市民との関係どうするのかという議論の中で、検討協議会の中での議論を経て、この条例に盛り込まれた意見交換会という形で条文化しましたし、そしてそれを高橋議員も含めて全会一致で設定をしたということなんですよ。ですから、制定のときに議論が十分熟していないということを高橋議員はおっしゃっていたわけですから、これがこの5年間の中で、不十分だった部分をどのようにして高橋議員が不十分だというふうに感じられたことが、この5年間の議論とそしてまた活動を通じてどのように埋められてきたのか、あるいは課題として残されているのかということでは先ほどお聞きしたんですけれども。ちょっとその5年間で条例が実際制定された5年間を振り返ってさらに今後どう発展させていくのかというふうなことでの、ちょっと考え方としては今聞かせていただかなかったのかなと思いますので、すいません。

○高橋議員 はい、わかりました。そしたら制定以降5年間を経過したわけでありましてけれども、少なくとも私は議会基本条例は議会の条例であってはならない。基本的には市民との関

係の中で、市民に役立つ議会基本条例でなくてはならないという認識を私自身が持っておりまして、この議会基本条例が市民の中でしっかりと一定議論ができる構造をどう作っていくのかという、これ他市の議会基本条例を制定する際にもかなり他市のご努力があって、市民と一緒に作り上げてきた議会基本条例という形での制定が成功した事例がたくさんございまして、そういった意味では、私は当時十分に市民の中にこの議会基本条例の趣旨、あるいは理念がまだ理解がされておらない。これは先ほど田立議員がおっしゃっていただいたように、それ以降5年間を経過してもいまだに十分に市民の中では浸透をしてきておらないのかなという疑念を持っております。その中で高橋は議員として何を、そのための埋める努力をしてきたのかということでもありますけれども、十分な活動を展開したとは言いきれませんが、しかしそういう集まりあるいは私が定期的に立って演説をさせていただく際、あるいは市民からの疑問点が投げかけられた際に、逐次自分の思いとともに今の基本条例のあり方の不備の部分も含めて提案をし、また具体のところをそれを議会の議論に対する努力はしてきたつもりであります。まだ十分とは言えませんが、それなりに活動をしてきたのではないかというふうには認識をしております。

○中谷選考委員長 田立議員。

○田立議員 まだ少し時間ありますか。どのくらい。はい、ありがとうございます。これ以上は質問を重ねることはいたしませんけれども、いずれにしても、どの方が議長になろうとも、この条例に基づいた、そしてその中で不備があれば、常に議論を重ねながら全体の合意の中で進めていくということが基本であろうというふうには私は思っておりますので、そういう方向でということをお申し述べまして質問を終わります。

○中谷選考委員長 他に。中村議員。

○中村議員 高橋候補にご質問いたします。まず、今回議長副議長選挙となることになりましたが、議長副議長の立候補において、泉大津市議会申し合わせ事項には、議長は3期目の負託を受けたもの、そして副議長には2期目の負託を受けたものが立候補となっておりますが、この考えについてお聞かせください。

そしてもう1点。池辺候補にもお尋ねいたしました。1人会派を認めるお考えがあるのか、また予算決算委員会の出席をどう考えているのかといったところをお聞かせください。お願いします。

○中村選考委員長 高橋議員。

○高橋議員 中村議員にこれまあ反問権じゃないんですけども、少しちょっと私の認識と違う部分がございます。少しその修正、議論するためにも修正をさせていただいた上で、今3期目の負託を得た議員が議長に立候補できるという申し合わせ、副議長については2期目を経験した議員さんが副議長に立候補できるという、この申し合わせは見直しがされたんじゃないのかなというふうには私は認識をしておりますけれども、まずその事実関係のところを一致させていただかないと、ちょっと議論にならないというふうには思うんですけども。これは、今回見直しがされております。少なくとも議会運営員会の中で、議論を通して1期目からの議員さんも含めて立候補できる資格を得ておるというふうには認識をしておりますけれども、それでよろしいですか。

○中谷選考委員長 続いて答弁願えますか、1人会派。

○高橋議員 1人会派のご質問があったと私先ほどの所信表明の中で1人会派に対する考え方を表明させていただいたんですけども、それでは不十分だということでの質問なのか、不十分であれば何が、もう少し具体的に1人会派のあり方について具体的に聞いていただければありがたいんですけども。

○中谷選考委員長 中村議員。

○中村議員 はい、まず1つ目の質問に対して。ごめんなさい、私は申し合わせ事項をそのように理解していたのですが、ごめんなさい、この件に関して議会事務局に今確認してもよろしいでしょうか。

○中谷選考委員長 暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時54分再開

○中谷選考委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。松下議会事務局長。

○松下議会事務局長 期数に関しましては正副議長ともに関係ないということになっておりますので、何期ということにこだわりございません。以上です。

○中村議員 はい、確認不足でした、大変申し訳ございません。そして、2点目の1人会派のことに関しましては、予算決算委員会の出席を認めるお考えがあるのかをお聞かせいただけますか。

○中谷選考委員長 高橋議員。

○高橋議員 はい、お答えをいたしますが、私もこの所信表明の中で申し述べましたですけども、少なくとも、議会議員は基本はそれぞれの議員さんが議員さんの責任において発言の機会があるわけでありまして、そういった意味では国会等との制度が違うわけでありまして、そういった意味で、効率運営について決して私は否定をするつもりはありませんけれども、少なくともそのことが議員の発言を制限するようなことがあってはならないということを先ほど申し上げました。同時にそのことはどのような形で保障するのかということにつきましては少なくとも他会派と同じように、会派に属しておる議員さんと同じように、予算委員会、あるいは決算委員会に交互に入るなり、そういった意味での工夫というのは当然必要でありましょうし、また本改選から16名という少ない議員定数の中で、しっかりとした議論をしていくためには、その工夫は当然必要であるだろうというふうに思っておるところであります。

○中谷選考委員長 中村議員。

○中村議員 結構です。

○中谷選考委員長 他に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中谷委員長 他にないようでありますので質疑を終結いたします。

以上で泉大津市議会議長選挙に係る所信表明演説会を終了いたします。

(午前10時56分 閉会)